

令和7年3月28日

精華町議会

議長 三原和久様

民生教育常任委員会

委員長 山下芳一

(公印省略)

民生教育常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第22号	関西文化学術研究都市建設等に係る精華町税条例の特例に関する条例一部改正について	原案可決
議案第23号	精華町高齢者の医療費の助成に関する条例一部改正について	原案可決
議案第24号	精華町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例一部改正について	原案可決
議案第25号	精華町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び精華町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正について	原案可決
議案第26号	精華町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正について	原案可決
議案第27号	精華町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正について	原案可決

議案第 3 2 号	令和 7 年度中学校教師用指導書の取得について	原案可決
-----------	-------------------------	------

【委員会報告】

議案第 2 2 号	関西文化学術研究都市建設等に係る精華町税条例の特例に関する条例一部改正について	原案可決
-----------	---	------

【概要】 租税特別措置法が一部改正されたことに伴う改正

Q 条例改正に伴い、本町への影響はあるのか、ないのか。

A 影響はない。

Q 税制上の現状の課題は。

A 税制上の優遇措置を使って、優良な企業の立地をして頂けるようになっているが、国土交通省の条件も付けての制度になっている。

《 討論なし 》

議案第 2 3 号	精華町高齢者の医療費の助成に関する条例一部改正について	原案可決
-----------	-----------------------------	------

【概要】 条例中の文言「課せられてない者」を「課せられていない者」に、「含む」を「含み、租税特別措置法第 41 条の 3 の 3 第 1 項の規定を適用しないとしたならば所得税を課せられる者を除く」に改める

Q 3 月会議に提案されているが、施行日は 4 月 1 日ではなく 8 月 1 日なのか。

A 医療費助成制度、高齢者に限らず基本的に、8 月から翌年 7 月迄を 1 年度として実施しているため 8 月 1 日となる。

《 討論なし 》

議案第 2 4 号	精華町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例一部改正について	原案可決
-----------	---------------------------------------	------

【概要】 弔慰金の支給に関する事項を調査審議する災害弔慰金等支給調査委員会の設置に関する事項を追加する

Q 支給審査委員会は、どのような場合に稼働するのか。

A 審査委員を前もって委嘱しているのではなく、自然災害が発生し対象者が発生した場

合に委嘱して稼働する想定になっている。

Q 災害が起こってから、審査委員を探したら対応が遅れるので、準備行為はしないのか。

A 準備行為として、委員は想定して準備しておく。職種については、医師、弁護士、学識経験者、社会福祉士など福祉関係の団体を考えて、速やかに委嘱できる体制を整えておきたい。

《 討論なし 》

議案第25号	精華町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例及び精華町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例一部改正について	原案可決
--------	--	------

【概要】 基準の一部が改正されたことにより、国の基準に準拠するため、関連する条例の一部を改正する

Q 常勤換算方式とは。

A 例として2人の非常勤職員が20時間ずつ勤務すると、週40時間となり常勤職員1人とみなすことができる。

Q 本町の地域包括支援センターは、条例を改正しなければどうしようもない状況か。

A 3か所の地域包括支援センターで人が足りない状況は起こっていない。

【委員会での討論】

《 反対討論 》

- 地域包括の概念は、特に介護分野において、地域の生活を維持しつつ、悔いのない人生を送るために必要なものである。そして、ケアを要する方に、どのようなケアをどの施設でサービス提供するのが最もふさわしいのかを、それぞれの専門的立場から、必要に応じて合議で判断することが望まれている。今回の改正案は、従来3種の専門職を必要としたところを2種でもよいという緩和措置が含まれており、これらの措置は、結果的に対象者または関係者へのサービスの低下を引き起こす蓋然性が高いと言わざるを得ない。また、本町においては、喫緊の課題として専門職の配置の緩和に迫られている状況ではなく、緊急性の意味からも疑問が残る。よって本議案に反対する。

《 賛成討論 》

なし

議案第 26 号	精華町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正について	原案可決
----------	--	------

【概要】 基準の一部改正に伴い、国の基準に準拠するため、条例の一部を改正するもの

Q 条例での保育事業等とは何か。

A 利用定員 5 人以下の家庭保育事業、A 型 B 型等の小規模保育、そして居宅訪問型保育と事業所内保育の 4 項目である。

Q 参考資料 2 の保育所などの連携施設の有無に関わる①の改正内容と⑤の経過措置の延長の関係は、どうなっているのか。

A ①の内容は特例的な扱いで、⑤については基本的なものとなっている。

【委員会での討論】

《 反対討論 》

- 今回の改定は、国の基準が一部改定されることに基づくものであるということは理解する。現在、本町の家庭的保育事業等については連携施設を確保して事業を実施している。しかしながら、今回の改定では、連携施設の確保が著しく困難な場合は確保しなくてもよいという内容が含まれている。連携施設があるということは、保護者にとって大きな安心の要件であるため、本議案に反対する。

《 賛成討論 》

な し

議案第 27 号	精華町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正について	原案可決
----------	--	------

【概要】 基準の一部改正に伴い、国の基準に準拠するため、条例の一部を改正するもの

Q 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の中に、議案 26 号の家庭的保育事業等が含まれるのか。

A 議案 26 号の家庭的保育事業等は、児童福祉法に基づいた呼び名で、議案 27 号の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、子ども子育て支援法によるもので、同じ意味あいをもつ。

Q 改正内容の①連携施設について、確保が著しく困難な場合とは、どのような場合か。

A 例えば、自治体の中での離島や過疎化の激しいところである。

Q 本町の場合は、著しい困難な場合に当てはまるのか。

A 当てはまらない。

【委員会での討論】

《 反対討論 》

- 議案第 26 号と同様に、国の改定に伴う一部改定であると理解をする。現在、本町で実施している家庭的保育事業あるいは小規模保育事業等については、連携施設を確

保しており、そのことは保護者にとって大変重要であることから、連携施設を確保しなくてもよいとする本議案には反対する。

《 賛成討論 》

な し

議案第 3 2 号	令和 7 年度中学校教師用指導書の取得について	原案可決
-----------	-------------------------	------

【概要】平成 7 年度から町立中学校で使用する新採択教科書への対応に当たり、教師が使用する指導書 2 8 4 冊の購入を行う

Q 指導書は、著作権フリーとして使えるのか。

A ライセンスを各校に入れるため使用できる。また、生徒などの指導を目的とするならば複製して生徒に配布できる。

《 討論なし 》